

津山卓球協会会則

第1条 (名称)

本会は津山卓球協会と称する。

第2条 (目的)

本会は卓球の普及発達並びに、その統一を図り卓球競技の健全なる発展を図る。

第3条 (事業)

本会は前条の目的達成の為、以下の事業を行う。

- 1) 日本卓球協会加盟団体、その他各種体育団体との連絡。
- 2) 競技会、講習会の開催。
- 3) 競技並びに技術向上の研究指導、並びに奨励。
- 4) その他、本会の目的達成に必要な事業。

第4条 (事務局)

本会事務局は〒708-8509 岡山県津山市沼624-1 津山高専 加藤研究室におく。

第5条 (組織)

本会は卓球競技を行うアマチュア団体、及び愛好者をもって組織する。

第6条 (役員)

本会に次の役員をおく。

- 1) 会長1名 ・副会長若干名 ・理事長1名 ・副理事長3名 ・常任理事若干名
理事若干名 ・会計2名 ・監事2名
- 2) 理事は各加盟団体より1名選出された代表者とする。さらに会長または常任理事会は必要に応じて、各加盟団体代表者以外から理事を委嘱することができる。
- 3) 名誉会長・名誉副会長・顧問・参与をおくことができる。
- 4) 事務局員を会務の円滑を図る為、おくことができる。
- 5) 会長は必要に応じて、常任理事会の承認を得て会長代行を委嘱することができる。

第7条 (役員を選出)

- 1) 役員は選考委員会が選考し、常任理事会の推薦をうけ、総会の承認を得て選出される。
選考委員は会長が委嘱する。(若干名)
- 2) 名誉会長・名誉副会長・顧問・参与は常任理事会が推薦し、会長が委嘱する。
- 3) 事務局員は会長または常任理事会が推薦し、会長が委嘱する。

第8条 (役員の仕事)

- 1) 会長はこの会を代表し会務を統括する。

- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3) 理事長は会長の指示を受け業務の運営、会務を執行する。
- 4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。
- 5) 常任理事は常任理事会、理事会を構成する。
- 6) 理事は理事会を構成する。
- 7) 会計は本会の会計を処理する。
- 8) 事務局員は主として庶務を補助する。
- 9) 監事は会計を監査し、常任理事会、総会に報告する。
- 10) 顧問、参与は会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べるができる。

第9条 (役員任期)

役員任期は1年とする。但し留任を妨げない。

- 1) 役員に欠員ある時は常任理事会に諮って補充することができる。
- 2) 補充された役員任期は前任者の残り期間とする。

第10条 (総会)

総会は役員、加盟団体の構成員をもって構成し、次の事項を審議する。

- 1) 収支決算書
- 2) 事業計画 (事業報告・事業予定)
- 3) 決算の承認
- 4) 会則の改廃
- 5) その他
- 6) 総会の議長、副議長は会長が委嘱する。総会の運営を司る。
- 7) 定例総会は毎年3月に会長が召集する。臨時総会は必要に応じて開くことができる。

第11条 (会議)

会議は規定人数の1/2以上の出席で会議は成立する。

- 1) 理事会は必要に応じて会長が召集する。構成は役員とする。必要に応じて会長が前記以外の者の出席を認めることができる。会務、運営、その他の審議にあたる。
- 2) 常任理事会は必要に応じて会長が召集し、会務、運営その他の審議にあたる。構成は会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・事務局員とする。必要に応じて会長が前記以外の者の出席を認めることができる。
- 3) 緊急を要する場合、会長は三役会を招集することができる。三役会は会長・副会長・理事長・副理事長・会計および会長の委嘱する者で会議を決定をし、各常任理事に事の履行前に決定事項の連絡をする。

第12条 (議決権)

- 1) 会議の議事は、出席の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長がこれを決する。総会では議長がこれを決する。

第13条（経費）

- 1) 本会の経費は、加盟登録料・参加料・寄付金・その他をもってあてる。
- 2) 加盟登録料・参加料は毎年総会で決定する。

第14条（会計年度）

- 1) 本会の会計年度は4月1日～翌3月31日とする。

第15条（監査）

- 1) 監事は年1回以上、会計を監査し常任理事会、総会に報告する。

第16条（除名）

- 1) 本会の加盟団体、個人で本会の名誉を著しく損なう行為のある時は、常任理事会の審議を経て理事会の審議により退会させることができる。

第17条（細則）

- 1) 本会会則施行に関して必要細則は別に定める。

第18条（会則の改正）

- 1) 本会会則の改正は総会の承認を必要とする。
- 2) 細則は常任理事会の議を経て変更することができる。但し、加盟団体に速やかに文書で伝達する。

第19条（会則施行実施）

- 1) 本会則は昭和38年3月7日より施行する。
- 2) 本会則は平成17年4月1日より施行する。
- 3) 本会則は平成18年4月1日より施行する。
- 4) 平成19年4月1日 総会の承認を経て一部改正
- 5) 平成20年4月1日 総会の承認を経て一部改正
- 6) 平成25年4月1日 総会の承認を経て一部改正
- 7) 平成28年4月1日 総会の承認を経て一部改正